

令和6年度石川県教育費負担軽減奨学金（家計急変）について

（高等学校等修学支援事業（奨学のための給付金等））

高校生等がいる世帯で収入が急激に減少するなど家計の急変が生じた場合に、授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還を要しない給付型の奨学金を給付します。

1. 支給要件…以下の3つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

- (1) 収入の急激な減少により、保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当(0円)となる見込みであること(両親の場合は双方とも非課税であること)
- (2) 令和6年7月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- (3) 対象となる生徒が石川県内の国公立高等学校等に在学していること
(高等学校、高等専門学校(1~3年生)、専修学校高等課程、高等学校専攻科課程)

2. 給付額

- (1) 令和6年7月1日までに家計急変が生じ、令和6年9月末までに申請書等を提出した場合は、下記の給付年額(12ヶ月分)が支給されます。

| 世帯区分 ※詳細は裏面参照 | 給付年額(12ヶ月分) | | |
|----------------|-------------|---------|---------|
| | 全日制・定時制 | 通信制 | 専攻科 |
| ア 非課税世帯(第1子) | 122,100円 | 50,500円 | 50,500円 |
| イ 非課税世帯(第2子以降) | 143,700円 | | |

- (2) 令和6年7月2日以降に家計急変が生じ、令和7年2月末までに申請書等を提出した場合は、家計急変の発生時期及び申請時期によって、給付額が異なります。

この場合の給付額は、申請書を受理した日の翌月(受理した日が1日の場合は当月)から令和7年3月までの月数(対象となる月数)を12ヶ月で除し、給付年額を乗じた月割換算額になります。

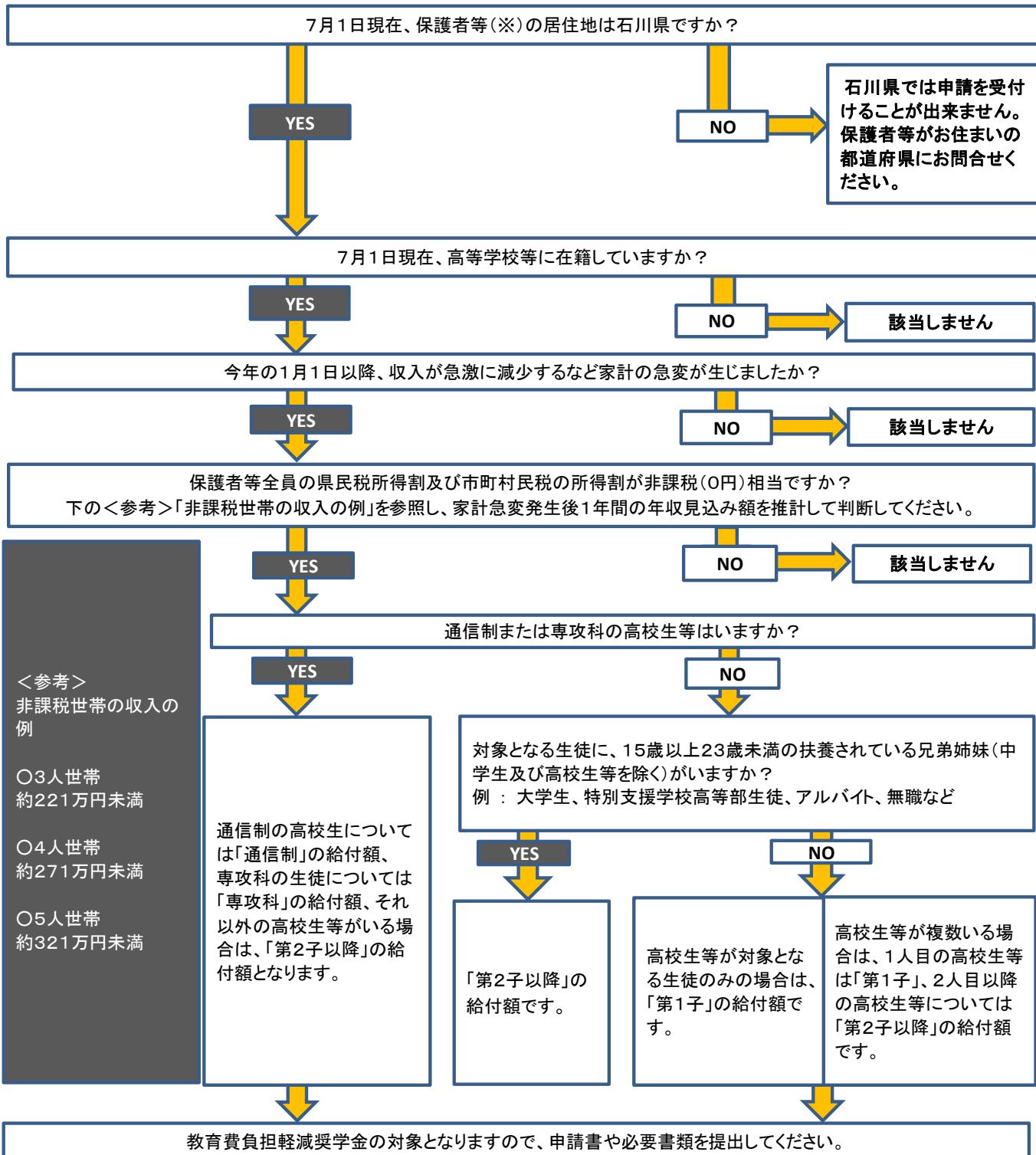
- (3) 奨学金の入金は、認定作業を経て提出月の翌々月頃になる予定です。
- (4) 災害により、着用を義務付けられている制服が喪失・毀損し、再度購入が必要な場合は、別途64,800円が加算されます。詳しくは、学校事務室へお問い合わせください。

3. 申請方法

- (1) 2の世帯区分に応じて「○」がついている書類を学校事務室に全て提出してください。
- (2) 就学支援金の申請の際、保護者(両親の場合は双方)等のマイナンバー情報を学校に提出していない場合は、下記の書類のほかに令和6年度課税証明書(扶養親族の記載が省略されていないもの)も併せて提出してください。
- (3) メール(必要書類のデータ(PDF等)を添付)による申請については、学校事務室にお問い合わせください。
- (4) 能登半島地震の影響で、③や④の書類が提出できない場合は、学校事務室へご相談ください。

| 世帯区分 | | 必 要 書 類 |
|------|---|--|
| ア | イ | |
| ○ | ○ | ①【様式1-2①】石川県教育費負担軽減奨学金申請書(家計急変 国公立用) |
| ○ | ○ | ②【様式2】振込口座申出書 |
| ○ | ○ | ③ 保護者(両親の場合は双方)等全員が記載された住民票(市町発行) ※マイナンバーの記載がないものを提出してください。 |
| ○ | ○ | ④ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類 離職票、解雇通告書、雇用保険受給資格者証、破産宣告通知書、廃業等届出書、罹災証明書などの写し |
| ○ | ○ | ⑤ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類 ・雇用主が作成した家計急変日以降の月額の給与見込額(3ヶ月分)、または直近3ヶ月分の給与明細書の写し ・個人事業主の場合は、税理士または公認会計士が作成した直近3ヶ月分の事業収入が確認できる資料及び直近の確定申告の写しなど |

教育費負担軽減奨学金(家計急変) 対象確認シート



給付年額(12ヶ月分)

| 世帯区分 | 課程 | 全日制・定時制 国公立 | 通信制 国公立 | 専攻科 国公立 |
|--|----|----------------|------------|------------|
| ア 非課税世帯(第1子) ・対象となる生徒に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がない世帯 ・高校生等が2人以上いる世帯の1人目の高校生等 | | 122,100円 | | |
| イ 非課税世帯(第2子以降) ・対象となる生徒に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 ・高校生等が2人以上いる世帯の2人目以降の高校生等 | | 143,700円 | 50,500円 | 50,500円 |

(※)保護者等とは、親権を行う者(親権を行う者がないときは、未成年後見人)となります。生徒に保護者等がない場合は、主たる生計維持者です。(主たる生計維持者もいない場合は生徒本人です。)

・給付年額(12か月)の支給は、家計急変が令和6年1月1日から7月1日までに生じ、指定期日までに申請書類を提出した場合に限ります。

・令和6年7月2日以降に家計急変が生じた場合は、急変日及び申請書等の提出日によって給付額が異なります。